

高齢者に関する相談窓口



■地域包括支援センター（所在地と担当町名）

高齢者の総合的な支援のために拠点施設として市内10カ所の地域包括支援センターを設置しています。元気な人から介護の必要な人まで、高齢者の相談にあたります。

地区	地域包括支援センター所在地	電話 FAX	開設時間	担当町名
①上尾東	上尾市上尾東地域包括支援センター 平塚2141（しなのめ内）	778-4800 778-4850	午前8時30分から 午後5時30分まで	緑丘、上町、本町、原新町、上尾宿、 上尾村、二ツ宮、平塚
②上尾西	上尾市上尾西地域包括支援センター 柏座1-10-3-15-101（上尾中央総合病院付近）	778-2711 778-2713	午前8時30分から 午後5時30分まで	春日、柏座、谷津、富士見
③上尾南	上尾市上尾南地域包括支援センター 仲町1-8-32（藤村病院隣接）	777-3301 775-0780	午前8時30分から 午後5時30分まで	宮本町、仲町、愛宕、栄町、日の出、 東町、上尾下
④平方	上尾市平方地域包括支援センター 上野567（あけぼの内）	726-6504 726-6657	午前8時30分から 午後5時30分まで	平方、上野、平方領々家、上野本郷、 西貝塚、西上尾第二団地
⑤原市南	上尾市原市南地域包括支援センター 瓦葺2143-2（葺きの里内）	720-2502 720-2287	午前8時30分から 午後5時30分まで	原市の一部（七区、八区）、瓦葺、 尾山台団地
⑥原市北	上尾市原市北地域包括支援センター 原市3221-4 ワタナベビル1階8号（原市団地北側）	720-0022 720-0023	午前8時30分から 午後5時30分まで	原市の一部（七区、八区を除く）、 五番町、原市中、原市北、原市団地
⑦大石東	上尾市大石東地域包括支援センター 浅間台2-17-1（パストーン浅間台内）	777-4201 777-4203	午前9時00分から 午後6時00分まで	中妻、浅間台、弁財、井戸木、泉台、 小泉、今泉の一部（三井住宅）
⑧大石西	上尾市大石西地域包括支援センター 藤波3-265-1（エルサ上尾内）	789-5077 789-5078	午前8時30分から 午後5時30分まで	中分、藤波、小敷谷（西上尾第二団地 を除く）、畔吉、領家、今泉の一部（三 井サニータウン）、西上尾第一団地
⑨上平	上尾市上平地域包括支援センター 西門前727-3（あげお愛友の里付近）	778-5132 778-5133	午前8時30分から 午後5時30分まで	上、久保、西門前、南、菅谷、須ヶ谷、 錦町、上平中央
⑩大谷	上尾市大谷地域包括支援センター 地頭方420-8（上尾中央第二病院付近）	780-6363 780-6363	午前8時30分から 午後5時30分まで	地頭方、耆丁目、耆丁目東、耆丁目西、 耆丁目南、耆丁目北、今泉（三井住宅、 三井サニータウンを除く）、向山、大谷 本郷、堤崎、中新井、戸崎、川、西宮下

■介護保険に関する相談・苦情窓口

相談機関	所在地	電話
上尾市健康福祉部高齢介護課	上尾市本町3-1-1	048-775-5124
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132
埼玉県福祉部地域包括ケア課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3255
埼玉県国民健康保険団体連合会	さいたま市中央区下落合1704	048-824-2568

発行：上尾市健康福祉部高齢介護課 〒362-8501 上尾市本町3-1-1 TEL.048-775-5124 FAX.048-776-8872
ホームページアドレス <http://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s176700/>

UD Font Universal Design この冊子は、ユニバーサルデザインの視点で作られた文字フォント（イワタUD）を使用しています。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無に関係なくあらゆる人が快適に利用できるような配慮されたデザインのことです。

この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。

無断転載・複製禁止
©(株)現代けんこう出版

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

上尾の介護保険

わかりやすい利用の手引き

- 2 **しくみと加入者**
- 14 **介護予防・日常生活支援総合事業**
- 4 **保険料の決め方・納め方**
- 15 **介護予防・生活支援サービス事業**
- 6 **サービス利用の手順**
- 17 **一般介護予防事業**
- 8 **介護サービス・介護予防サービス**
- 18 **費用の支払い**
- 12 **地域密着型サービス**
- 21 **在宅生活の支援**
- 13 **福祉用具貸与・購入、住宅改修**
- 22 **介護している家族の人への支援**
- 23 **住宅改修利用相談から工事・支払いまでの流れ**
- 22 **上尾市独自の助成**

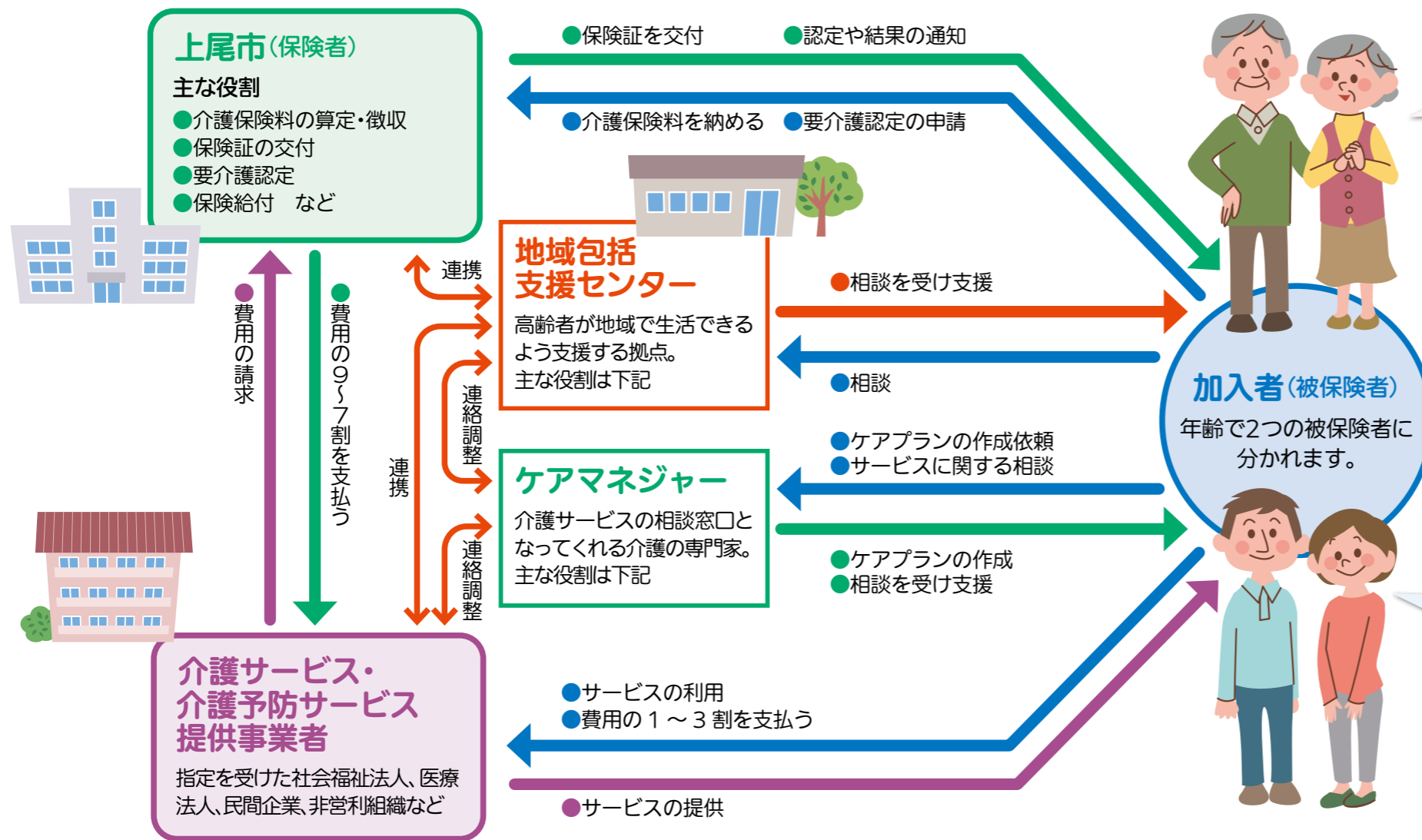
上尾市

令和6年6月発行

※本パンフレットに掲載されている金額等は発行時点のものとなります。

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。市が運営しています。



65歳以上(第1号被保険者)の人は
 介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。 ※介護が必要となった原因は問われません。
 (要介護認定→6～7ページ)

介護保険の保険証 (黄色)
 ●1人に1枚ずつ保険証が交付されます。 ●保険証が必要なおとき
 ●65歳になる月に交付されます。 ●要介護認定を申請するとき
 ●サービスを利用するとき など

負担割合証 (みどり色)
 要介護認定を受けた人に利用者の負担割合を示す証明書が交付されます。介護保険サービスを利用するときに必要になります。
 有効期限:1年間(8月1日～翌年7月31日)

介護保険サービスの自己負担割合

所得区分	自己負担割合
右の①②の両方を満たす人	3割
右の①②の両方を満たす人で3割負担としない人	2割
2割負担、3割負担の対象とならない人(64歳以下の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人等)	1割

40～64歳(第2号被保険者)の人は
 介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
 ●交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

- ※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。
- 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 多系統萎縮症
 - 初老期における認知症
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊管狭窄症
 - 早老症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 関節リウマチ
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

どんなスタッフがいるの？

社会福祉士
 高齢者の権利擁護に関する相談 など

主任ケアマネジャー
 事業者やケアマネジャーの指導 など

保健師(または経験のある看護師)
 介護予防ケアプランの作成や介護予防指導 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市の介護保険担当の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。

しくみと加入者
 保険料の決め方
 サービス利用の手順
 介護サービス・介護予防サービス
 地域密着型サービス
 福祉用具貸与・購入・住宅改修
 介護予防・日常生活支援総合事業
 費用の支払い

社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の人の保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、上尾市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者	21,500円 (基準額 × 0.285)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税 ・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下	34,000円 (基準額 × 0.45)
第3段階	世帯全員が 住民税非課税 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	51,800円 (基準額 × 0.685)
第4段階	本人が住民税非課税 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円を超える	68,000円 (基準額 × 0.9)
第5段階	本人が住民税非課税 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円を超える	75,600円 (基準額 × 1.0)
第6段階	合計所得金額が120万円未満	90,700円 (基準額 × 1.2)
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満	98,200円 (基準額 × 1.3)
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満	113,300円 (基準額 × 1.5)
第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満	128,500円 (基準額 × 1.7)
第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満	143,600円 (基準額 × 1.9)
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満	158,700円 (基準額 × 2.1)
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満	173,800円 (基準額 × 2.3)
第13段階	合計所得金額が720万円以上	181,400円 (基準額 × 2.4)

- 賦課の根拠**
介護保険料は、介護保険法及び上尾市介護保険条例に基づき、第1号被保険者に対して賦課するものです。保険料額は毎年7月に決定し、通知を送付します。
- 賦課期日**
当該年度の初日(4月1日)です。年度途中で資格取得または、資格喪失した人は月割りで算定します。
- 世帯**
4月1日(年度途中で資格取得した人は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。
- 公的年金等収入金額**
老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。
- 合計所得金額**
前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。
土地・建物等の譲渡所得(長期及び短期譲渡所得)の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。
合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。「その他の合計所得金額」には、公的年金等の所得金額は含まれません。
- 住民税非課税世帯**
住民税非課税世帯(第1段階から第3段階)を対象に、公費負担によって介護保険料を軽減しており、上記段階表は、軽減後の金額を記載しています。軽減前の年額は、第1段階が34,400円、第2段階が49,100円、第3段階が52,100円です。

基準額の決め方

上尾市に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の人の
負担分 23%



上尾市に住む
65歳以上の人の人数

上尾市の令和6～8年度の保険料の基準額 **75,600円(年額)**

65歳以上の人の保険料の納め方

年金が年額**18万円以上**の人 → 年金から**【天引き】**になります(特別徴収)

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

●本来、年金から天引きになる「特別徴収」の人でも、一時的に納付書で納める場合があります。



●年度途中で保険料が増額になった → **増額分を納付書で納めます。**

●年度途中で65歳になった
●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
●年度途中で他の市区町村から転入した
●保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった など

原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

年金が年額**18万円未満**の人 → **【納付書】**で各自納めます(普通徴収)

●市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関等で納めます。

忙しい人、なかなか外出ができない人は、**介護保険料の口座振替が便利**です。

手続き

- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の45日以降の納期分からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

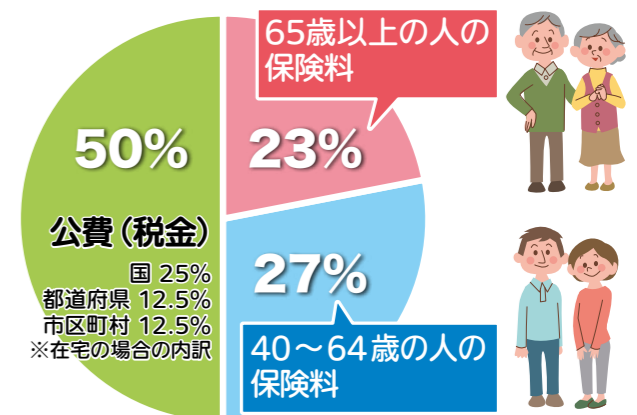


口座振替が便利ね

40～64歳の人の保険料

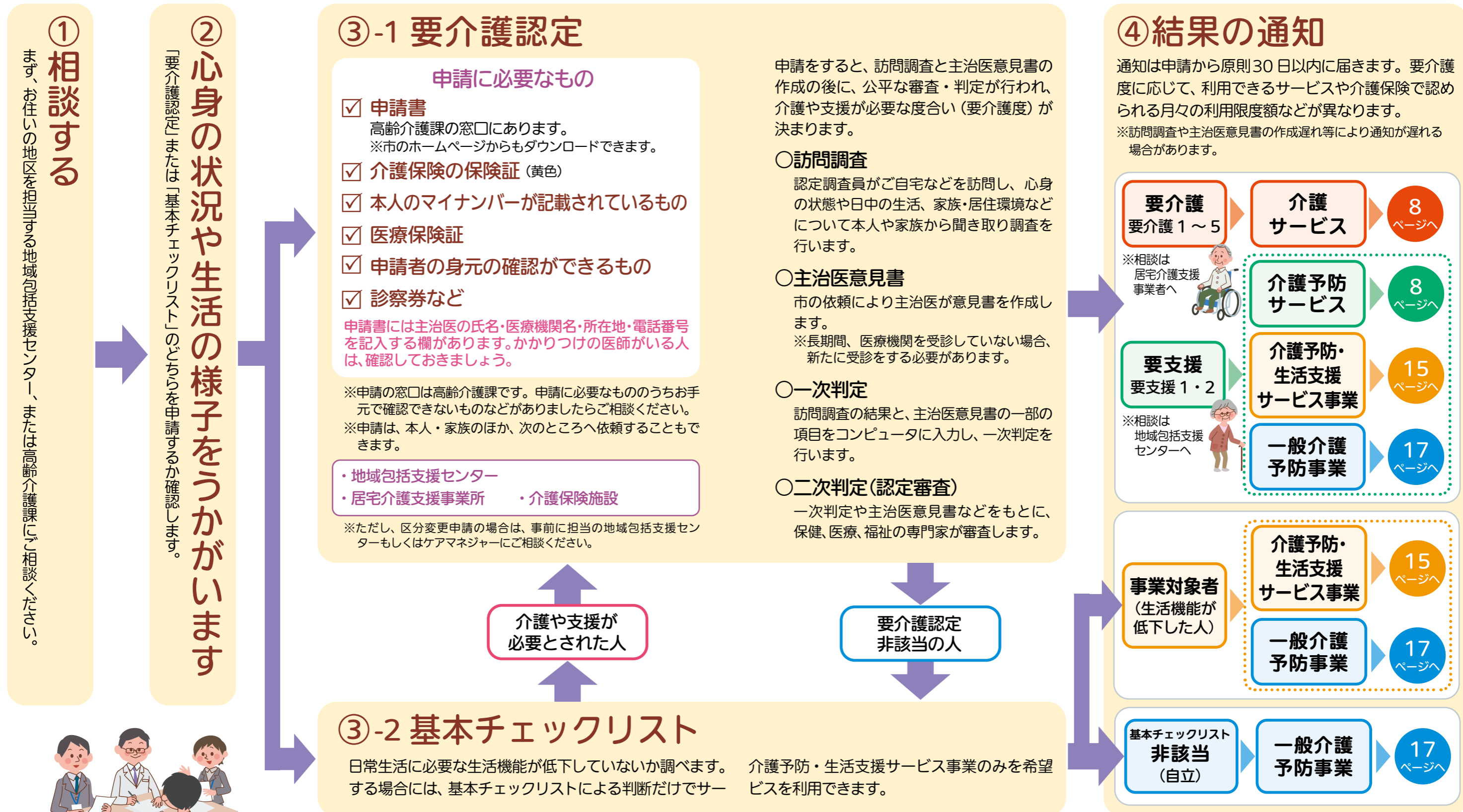
40～64歳の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



介護保険の利用には相談が必須です

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険のサービス利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、受けられるサービスは異なります。



※交通事故などが原因で介護サービスを利用するときは、高齢介護課までご連絡ください。

しくみと加入者

保険料の決め方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

以降のページのマーク、自己負担の目安等について

要介護 1～5 要介護1～5の人が介護保険を使って利用できるサービス。
要支援 1・2 要支援1・2の人が介護保険を使って利用できるサービス。

- 自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用を目安として**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、サービス事業者の所在地や体制、利用するサービスの内容によって異なります。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1～5 きよたくかいご しえん 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

※ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）の選定や連絡は利用者が行います。

要支援 1・2 かいご よぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどが介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業所へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担)

日常生活の手助けをしてもらう

要介護 1～5 ほうもんかいご 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



- 〈身体介護中心〉●食事、入浴、排せつのお世話
●衣類やシーツの交換 など
- 〈生活援助中心〉●住居の掃除、洗濯、買い物
●食事の準備、調理 など

自己負担(1割)の目安		
身体介護中心	20分～30分未満	244円
生活援助中心	20分～45分未満	179円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅で入浴する

要介護 1～5 ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担(1割)の目安(1回あたり)		
要介護 1～5	1,266円	要支援 1・2 856円



看護師などに訪問してもらう

要介護 1～5 ほうもんかんご 訪問看護

要支援 1・2 かいご よぼうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



自己負担(1割)の目安(30分～1時間未満の場合)

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	553円	794円
要介護 1～5	574円	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護 1～5 ほうもん 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家が訪問し、リハビリを行います。

要支援 1・2 かいご よぼうほうもん 介護予防訪問リハビリテーション

自己負担(1割)の目安(1回あたり)

要介護 1～5	308円	要支援 1・2 298円
---------	------	--------------

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1～5 きよたくりょうようかんり しどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。



要支援 1・2 かいご よぼうきよたくりょうようかんり しどう 介護予防居宅療養管理指導

自己負担(1割)の目安
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1～5 つうしょかいご 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

小規模型事業所の「通所介護」は、地域密着型サービスに移行。

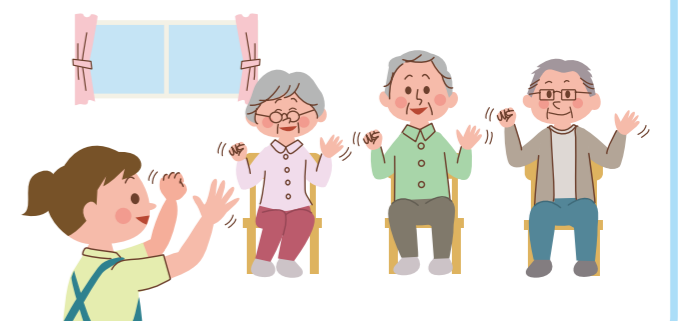
自己負担(1割)の目安
【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658円
要介護 5	1,148円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円/1日
- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。





施設に通ってリハビリをする

施設に通って受ける

要介護 1~5 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)の目安

【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762円
要介護 5	1,379円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・栄養改善 200円/1回
 ・口腔機能向上 150円/1回
 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1-2 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担(1割)の目安

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・栄養改善 200円/月
 ・口腔機能向上 150円/月 など
 ※食費、日常生活費は別途負担となります。



自宅で介護を受けている人が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)の目安【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603円	603円	704円
要介護 5	884円	884円	987円

要支援 1-2 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)の目安【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753円	830円	836円
要介護 5	971円	1,052円	1,056円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

要介護 1~5 特定施設入居者生活介護

要支援 1-2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
 ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)の目安【包括型(一般型)】

要支援 1	183円
要支援 2	313円
要介護 1	542円
要介護 5	813円

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。どのような介護が必要かによって入所する介護保険施設のタイプが分かれます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い人から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
 ※食費、日常生活費、居住費が別途負担となります。



生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

要介護 3~5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。

※平成27年4月から新規に入所できるのは原則、要介護3以上の人になりました。既に入所している要介護1・2の人は、施設での生活を続けられます。認知症や独居等やむを得ない事情がある場合、要介護1・2の人も特例的に入所できます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)の目安

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約2万1,960円	約2万1,960円	約2万4,450円
要介護 5	約2万6,130円	約2万6,130円	約2万8,650円

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)の目安

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万1,510円	約2万3,790円	約2万4,060円
要介護 5	約2万7,960円	約3万 360円	約3万 540円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)の目安

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万1,630円	約2万4,990円	約2万5,500円
要介護 5	約3万7,890円	約4万1,250円	約4万1,760円

しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1～3割です。
※食費、日常生活費、居住費などが別途負担となるサービスもあります。

24時間対応の訪問サービス ていきじゆんかい ずいじたいおうがたほうもんかい ごかんご
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※要支援1・2の人は利用できません。
 介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

夜間の訪問サービス やかんたいおうがたほうもんかいご
夜間対応型訪問介護 ※要支援1・2の人は利用できません。
 夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護があります。

認知症の人向けのサービス にんちしやうたいおうがたつうしよかいご
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)
 認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
にんちしやうたいおうがたきやうどうせいかつかいご
認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護) ※要支援1の人は利用できません。
 認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

通い訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス しやうきほたきのうがたきやたくかいご
小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。
かんごしやうきほたきのうがたきやたくかいご ふくごうがた
看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】 ※要支援1・2の人は利用できません。
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

地域の小規模な施設で受ける介護サービス ちいきみつちやくがたかいご ろうじんふくし しせつにゆうしよしやせいかつかいご
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の人。(平成27年4月から)
ちいきみつちやくがたとくてい しせつにゆうきよしやせいかつかいご
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※要支援1・2の人は利用できません。
 定員30人未満の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模な通所介護 ちいきみつちやくがたつうしよかいご
地域密着型通所介護 ※要支援1・2の人は利用できません。
 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。



福祉用具を借りる ふくしやうぐたいよ かいごよほうふくしやうぐたいよ
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)
 次の品目が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の人、要介護1の人は、①～④のみ利用できます。⑤は、要介護4・5の人のみ利用できます。

① 手すり	⑦ 特殊寝台	⑫ 移動用リフト
② スロープ	⑧ 特殊寝台付属品	(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
③ 歩行者	(サイドレール、マットレス、スライディングボードなど)	⑬ 自動排せつ処理装置
④ 歩行補助つえ	(松葉づえ、多点つえなど)	
⑤ 車いす	⑨ 床ずれ防止用具	
⑥ 車いす付属品	⑩ 体位変換器	
(クッション、電動補助装置など)	(起き上がり補助装置を含む)	
	⑪ 認知症老人徘徊感知機器	
	(離床センサーを含む)	

●商品ごとに貸与価格の全国平均を公表し、その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定しています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 ●事業者には下記①、②が義務付けられています。
 ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。
 ●一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**
 固定用スロープ、歩行者(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う とくていふくしやうぐこうにゆう とくていかいごよほうふくしやうぐこうにゆう
特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入) **申請が必要です**
 購入費支給の対象は、次の品目です。
 ●腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) ●特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
 ●入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルトなど)
 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排せつ予測支援機器
 ●固定用スロープ ●歩行者(歩行車を除く) } 貸与と購入を選択できます。
 ●歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)
 ※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
 年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です(毎年4月1日から1年間)。

安全な生活を送れるよう住宅を改修する きやたくかいごじゆうたくかいしゆう かいごよほうじゆうたくかいしゆう
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) **事前の申請が必要です**
 生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費が対象です(自己負担1～3割)。
 ◎介護保険の対象となる工事
 ●手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消
 ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 ●和式から洋式への便器の取り替え
 ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事
 ※「適合確認通知」前に工事を行った場合、支給対象外になるのでご注意ください。
 ※集合住宅なども対象になる場合があります。
住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーが市の窓口で相談しましょう。
 ※23ページ「住宅改修利用相談から工事・支払いまでの流れ」へ

しくみと加入者
 保険料の決め方
 サービス利用の手順
 介護サービス・介護予防サービス
 地域密着型サービス
 福祉用具貸与・購入・住宅改修
 介護予防・日常生活支援総合事業
 費用の支払い

自分らしい生活をするために

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を合わせて、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」と呼びます。総合事業は65歳以上の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

総合事業の利用には相談が必要です

心身の機能低下など日常生活でお困りのことや気になることがあるときは、地域を担当する地域包括支援センターや高齢介護課に相談しましょう。

①相談する

相談は、本人のほか家族でもできます。お困りのことや必要なサービスをご相談ください。



②心身の状況や生活の様子をうかがいます

必要に応じて次のいずれかを行います。

- 基本チェックリスト
生活状況を判断するため、25項目の質問に回答いただきます。
- 要介護認定
調査員がご自宅に訪問し、生活状況などを調査します。その結果に基づいて、医師などで構成する会議で、どのくらい介護が必要か（要介護度）を検討します。

⑤介護予防・生活支援サービスの再検討

③の計画を作成した職員等が、定期的にご様子を確認します。心身の状況の変化に応じた支援・サービスに組み替えていきます。

④サービスを利用する

③の計画に基づき、介護予防・生活支援サービスを利用します。利用にあたっては、費用の1～3割や食費などが自己負担になります。



③介護予防・生活支援サービスの利用計画を作成します

②の結果、要支援1・2の認定、または事業対象者に該当する場合、必要な介護予防・生活支援サービスとその利用回数や他の介護予防事業の利用について、地域包括支援センターの職員等と相談しながら計画を作ります。

- 〈参考〉利用できるサービス
- 要介護1～5 → 8～13ページ
 - 要支援1・2 → 8～13ページ、15～17ページ
 - 事業対象者 → 15～17ページ
 - 基本チェックリスト非該当 → 17ページ

対象者

- ①要支援1・2の認定を受けた人
- ②基本チェックリストにより事業対象者となった人

総合事業の利用について相談する

ケアプランを作成

かいご よぼう

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



ケアプランの作成および相談は無料です。

通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、生活機能向上のための支援等が受けられます。

サービス名称	事業主体	内容	自己負担の目安
介護予防通所介護相当サービス	介護保険事業所	デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。 レクリエーション デイサービス 食事 体操・運動	事業対象者・要支援1 1,798円/月 事業対象者・要支援2 3,621円/月
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）		高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所介護が受けられます。 週1回、月4回利用した場合 1,496円/月 週2回、月8回利用した場合 2,992円/月	
通所型サービスB（住民主体による支援）	地域の住民	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場を提供します。 体操・運動等 趣味活動を通じた集いの場	サービス提供者により異なります
通所型サービスC（短期集中予防サービス）	介護保険事業所、民間事業者	日常生活機能改善をするために利用者の個別性に応じて3カ月の短期集中通所プログラムを提供します。 生活機能改善のための運動等のプログラム	週1回、月4回利用した場合 600円/月

しくみと加入者

保険料の決め方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス






福祉用具貸与・購入
住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

訪問型サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパー等による生活の支援が受けられます。

サービス名称	事業主体	内容	自己負担の目安
介護予防訪問介護相当サービス	介護保険事業所	資格を持ったホームヘルパーが訪問し、身体介護や必要に応じて生活援助を行います。 	週1回程度の利用の場合 1,176円/月 週2回程度の利用の場合 2,349円/月 週2回程度を超える利用の場合 3,727円/月
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	介護保険事業所	ホームヘルパー等(一定の研修受講者:上尾市認定ヘルパー、介護入門的研修修了者を含む)が訪問し、生活援助を提供します。 	週1回程度の利用で月4回利用した場合 988円/月 週2回程度の利用で月8回利用した場合 1,976円/月
訪問型サービスB (住民主体による支援)	地域の住民	地域住民等が訪問し、家事等の生活援助サービス(介護保険ではできないサービスも含む)を提供します。 	サービス提供者により異なります
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	介護保険事業所、民間事業者	看護師や理学療法士等の専門職が訪問して相談、運動指導等を行います。 	無料
訪問型サービスD (移動支援)	地域の住民	地域のボランティア団体や福祉有償運送の登録を受けている団体等が、要支援者等の通いの場への参加、通院、生活必需品の買物等をする場合における送迎前後の付き添い支援等を提供します。 	サービス提供者により異なります

一般介護予防事業

対象者 65歳以上(第1号被保険者)のすべての人
※事業によって参加条件があります。

各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。リハビリの専門職等が住民主体の通いの場などに関わることで、介護予防のための人材を育てるとともに活動内容を充実させます。



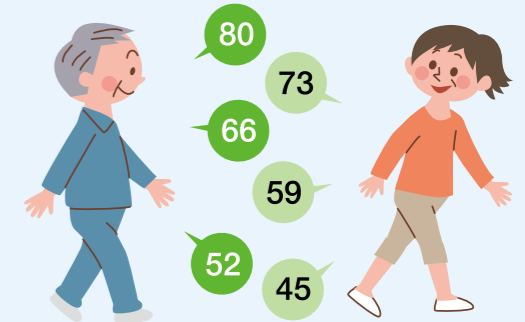
【「アップー元気体操」などの通いの場】

高齢者をはじめ、地域住民が他者とのつながりの中で、主体的に取り組み、介護予防やフレイル予防に役立てる活動の場・機会です。転倒予防を目的とした筋力トレーニング「アップー元気体操」やヨガ、脳トレ、歌などを実施しています。



【みのり倶楽部】

市内の委託施設などで実施する認知症予防のための教室です。レクリエーションや読み書き、昔語りなど脳の活性化のためのプログラムを組み合わせる教室を開催します。



しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
介護サービス・介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
介護予防・日常生活支援総合事業
費用の支払い

自己負担割合と負担の軽減

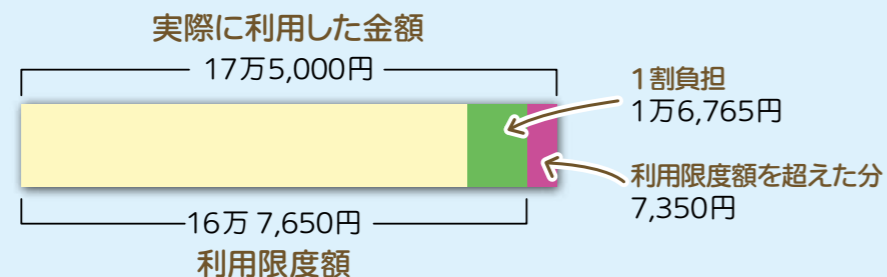
介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い人には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護サービスを利用したときは利用料の1～3割を支払います

サービスの利用限度額(1カ月)の目安

要介護度	利用限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援 1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援 2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護 1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護 2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護 3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護 4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護 5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

例 要介護1(1割負担)の人が、17万5,000円分のサービスを利用した場合は…



自己負担は 1万6,765円+7,350円=2万4,115円

要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています(上表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

- 施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。
- 次のサービスは上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。
 - ・特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)
 - ・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)
 - ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
- 事業対象者が利用することができるサービスは、介護予防・生活支援サービスです。

●自己負担が高額になったとき

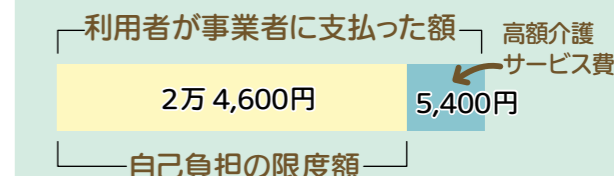
同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 対象となる人には市から申請書(黄色)を送付します。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	14万 100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	9万3,000円(世帯)
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	4万4,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	2万4,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下等	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護受給者等	1万5,000円(個人)

例 要介護4(1割負担)で、世帯全員が市民税非課税の人が、3万円負担した場合



●介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます(高額医療・高額介護合算制度)。

- 給付を受けるには、医療保険の窓口への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額) ●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

70歳未満の人

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市民税課税世帯の人)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の人)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人(年金収入のみの場合80万円以下の人)	19万円*

*世帯内に介護サービス利用者が複数いる場合は、31万円になります。

しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



● 所得が低い人は、居住費と食費の負担が軽くなります

世帯全員が市民税非課税で預貯金下表の要件を満たす場合は、所得に応じて居住費と食費の自己負担の上限が設けられています。上限を超えた分は「特定入所者介護(予防)サービス費」として、介護保険から給付されます(『介護保険負担限度額認定』)。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 対象は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイに限ります。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和6年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況 ^{*3}	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
	世帯全員が市民税非課税 高齢福祉年金受給者	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	1,445円
4	上記以外の人 ^{*4}							

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
^{*1} 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
^{*2} 預貯金等に含まれるもの 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
^{*3} 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
^{*4} 負担限度額認定制度の対象外です。食費・居住費は軽減されていない額となります。
 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)があります。

在宅生活の支援

高齢者が在宅で安心して生活できるよう、市独自のサービスを行っています。おむね65歳以上の方が対象です。

【緊急通報システム】

在宅時に病気の発作などが起きた場合に、ボタンを押すだけで緊急通報センターにつながる端末機を貸与します。

【徘徊高齢者等探索サービス】

徘徊する高齢者を在宅で介護している人に、居所を探索するための端末機を貸与します。

【要介護高齢者手当】

在宅の要介護4・5で市民税非課税世帯の高齢者に手当を支給します。施設・医療機関に入所・入院している人や家族が要介護高齢者介護者慰労金を受けている人は支給対象外です。

【紙おむつ給付事業】

在宅の要介護4・5で市民税非課税世帯の高齢者で紙おむつを使用している人に、紙おむつ券(1か月につき1枚、1枚あたり4,690円)を交付し、1、2のいずれかの方法で紙おむつを給付します。施設・医療機関に入所・入院している人は支給対象外です。

1. 指定薬局で紙おむつ券と紙おむつを交換する。
2. 指定薬局以外で紙おむつを購入した時の領収証またはレシートを添付して申請する。
 ※1か月につき4,690円を上限とし、購入代金が後日指定口座に振り込まれます。

【日常生活用具給付】

在宅で市民税非課税世帯の寝たきりや一人暮らしの人に自動消火器、電磁調理器、火災警報器を種目ごとに1個まで給付します。



【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の利用が必要な人で、二親等以内の親族がいない、または、親族がいても審判請求を行う人がいない場合に、市が申し立てを行います。また、本人等の財産状況から、後見人等報酬を負担することが困難な場合に、費用の一部を助成します。



介護している家族の人への支援

在宅で介護している人を対象に次の支援を行っています。 ※費用は無料です。

【家族介護教室】

在宅での介護方法や工夫を学ぶ教室です。

【要介護高齢者介護者慰労金】

在宅の要介護4・5の高齢者と同居し、常時介護している家族に慰労金を支給します。施設・医療機関に入所・入院している人や要介護4・5の人が要介護高齢者手当を受けている人は支給対象外です。

【介護家族会】

在宅で介護している家族が集まり、意見交換や活動をするのを支援します。
 ※ご利用には事前の申込みが必要となります。



しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

介護予防・日常生活支援総合事業

費用の支払い

上尾市独自の助成

■上尾市介護サービス利用者負担助成費(市民税非課税世帯の人に)

支給対象者・助成の割合

対象者には市から申請書(水色)を送付します。

支給対象者	助成の割合
保険料区分が第1段階のうち老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人(生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者を除く)	本人負担額の2分の1
保険料区分が第1段階のうち世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人、第2段階、第3段階の人	本人負担額の4分の1

*ただし、次の場合を除きます。

- ① 介護保険料および介護保険料を包含する国民健康保険税の未納により、督促もしくは催告を受けて、それを納入していない場合 ※納入が確認でき次第、支給いたします。
- ② 介護保険料の未納分について、不納欠損処分を受けた場合

対象サービス

在宅系サービスのうち、入居系サービスを除くもの ※いずれも食費・居住費を除く。

他の減免制度との関係

- ◎ホームヘルプサービスの利用者負担軽減を受けた分は、助成対象になりません。
- ◎高額介護サービス費に該当した場合は、これを適用した後の金額が助成対象になります。
- ◎社会福祉法人による利用者負担の軽減を受けた分は、助成対象になりません。

申請書が届いたら

申請者欄に、日付、住所、氏名、電話番号を記入していただき、振込み依頼欄には、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人を記入していただいた上、高齢介護課まで郵送、または直接申請をしてください。

住宅改修利用相談から工事・支払いまでの流れ

費用の支払いについて

住宅改修費用の支払い方法には、利用者がいったん全額を支払い、市への申請後そのうち9～7割が支給される「償還払い」と、はじめから利用者の負担が1～3割で済む「受領委任払い」があります。



要支援1・2、要介護1～5の認定

地域包括支援センター(要支援)、ケアマネジャー(要介護)などに相談する

施工業者の選択・見積もり依頼

市へ工事前に申請する(ケアマネジャーが申請手続きをする)

市から適合確認通知を送付

工事の実施・完了/支払い(全額)

工事の実施・完了/支払い
(支給対象費用の1～3割)

市へ領収書などを提出する

市へ領収書などを提出する

住宅改修費の支給
(支給対象費用の9～7割)

市が支給対象費用の9～7割を
住宅改修業者へ支払う